

第2回定例会会議録

令和8年 6月 1日（月）

開 会 午前 10時00分

―――日程第1 開会宣言―――

○議長（内堀喜代志君） これより、令和8年第2回御代田町議会定例会を開会します。

本日、暑くなることが予想されますので、随時上着を脱ぐことを許可します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

―――諸般の報告―――

○議長（内堀喜代志君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

阿部議会事務局長。

（議会事務局長 阿部晃彦君 登壇）

○議会事務局長（阿部晃彦君） 書類番号1をご覧ください。

諸般の報告

令和8年6月1日

1. 本定例会に別紙配布のとおり町長から議案20件・報告5件が提出されていきます。
2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。
3. 本定例会に別紙配布した陳情文書表のとおり、陳情1件が提出され、受理しました。
4. 本定例会に説明のため町長ほか関係者に出席を求めました。
5. 本定例会における一般質問通告者は、森泉謙夫議員他9名であります。
6. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次の2ページから19ページまでは、監査委員の例月現金出納検査報告書及び定期監査報告書ですので、後ほどご覧ください。

20ページの閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告いたしま

すので、この場においては省略いたします。

以上です。

○議長（内堀喜代志君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

―――日程第２ 会期決定―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第２ 会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してありますので、議会運営委員長より報告を求めます。

黒岩 旭 議会運営委員長。

（議会運営委員長 黒岩 旭君 登壇）

○議会運営委員長（黒岩 旭君） それでは報告いたします。

５月２２日午前１０時より議会運営委員会を開催し、令和８年第２回御代田町議会定例会に提出の議案、一般質問等について審議日程等を決定したので報告いたします。

本定例会に町長から提出された案件は議案２０件、報告５件の計２５件であります。一般質問の通告者は１０名であります。

３月定例会以後提出された陳情は１件であり、受理いたしました。

これにより、会期は本日より６月１６日までの１６日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程については、書類番号１、２１ページをご覧ください。

令和８年第２回御代田町議会定例会会期及び審議予定表

第 １ 日 ６ 月 １ 日 月曜日 午前１０時 開会

諸般の報告

会期の決定

会議録署名議員の指名

町長招集の挨拶

議案上程

議案説明

第 ２ 日 ６ 月 ２ 日 火曜日

議案調査

第 ３ 日 ６ 月 ３ 日 水曜日

議案調査

第 4 日	6 月 4 日	木曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 5 日	6 月 5 日	金曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 6 日	6 月 6 日	土曜日		休会
第 7 日	6 月 7 日	日曜日		休会
第 8 日	6 月 8 日	月曜日	午前 1 0 時	議案に対する質疑 議案の委員会付託
第 9 日	6 月 9 日	火曜日	午前 1 0 時	町民建設経済常任委員会
第 1 0 日	6 月 1 0 日	水曜日	午前 1 0 時	町民建設経済常任委員会
第 1 1 日	6 月 1 1 日	木曜日	午前 1 0 時	総務福祉文教常任委員会
第 1 2 日	6 月 1 2 日	金曜日	午前 1 0 時	総務福祉文教常任委員会
第 1 3 日	6 月 1 3 日	土曜日		休会
第 1 4 日	6 月 1 4 日	日曜日		休会
第 1 5 日	6 月 1 5 日	月曜日	午前 1 0 時	全員協議会

2 2 ページをご覧ください。

第 1 6 日	6 月 1 6 日	火曜日	午前 1 0 時	委員長報告 質疑 討論 採決 閉会
---------	-----------	-----	----------	-------------------------------

続いて、各常任委員会、全員協議会の会場、時間について報告いたします。

2 2 ページ中段をご覧ください。

常任委員会開催日程

町民建設経済常任委員会

6 月 9 日 火曜日 午前 1 0 時 委員会室

6 月 1 0 日 水曜日 午前 1 0 時 委員会室

総務福祉文教常任委員会

6 月 1 1 日 木曜日 午前 1 0 時 委員会室

6 月 1 2 日 金曜日 午前 1 0 時 委員会室

全員協議会開催日程

6 月 1 5 日 月曜日 午前 1 0 時 委員会室

以上で報告を終わります。

○議長（内堀喜代志君）　ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より6月16日までの16日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日より6月16日までの16日間と決しました。

―――日程第3　会議録署名議員の指名―――

○議長（内堀喜代志君）　日程第3　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において

9番　荻原謙一議員

10番　徳吉正博議員

を指名します。

―――日程第4　町長招集あいさつ―――

○議長（内堀喜代志君）　日程第4　町長より議会招集の挨拶を願います。

小園町長。

（町長　小園拓志君　登壇）

○町長（小園拓志君）　議員の皆様にはお忙しい中にもかかわらずご参集を賜り、令和8年第2回御代田町議会定例会が開会できますことに心から感謝を申し上げます。

今議会の招集挨拶で皆様にお知らせしたい事項を各課に問い合わせ、原案を書いてももらったところ、全体の分量がいつにも増して多くなってしまいました。

招集挨拶では、現時点で特にお知らせすべき事項にとどめ、残りは閉会挨拶にて申し上げたいと思います。あらかじめご理解をお願い申し上げます。

指定ごみ袋の安定供給についてであります。

昨今の中東情勢の影響により、全国的にプラスチック製品の供給不足が懸念されておりますが、当町においては、指定ごみ袋は町民の皆様が過度な購入をしない限り、安定した供給が可能な見込みであります。

指定ごみ袋の製造費用は、かなり上昇する見込みでありますけれども、町民の皆様の負担軽減を優先に考え、現時点で指定ごみ袋の値上げを行う予定はございません。

ん。

つきましては、ごみ袋の買占めは意味のない行動となります。通常ご使用される数量を適宜ご購入いただけますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

御代田駅待合室の自習室についてであります。

しなの鉄道と協力して、御代田駅の待合室をリニューアルしたのがもう３年前です。令和５年９月でありました。ロングデスクにコンセントやＵＳＢジャックなどを備えるなどして、多くの皆様に快適に過ごしていただいておりますが、改修後２年以上、特に南西側の独立した部屋部分の活用が課題となっております。

このたび、その部分を自習室にリニューアルしました。学習机や電気スタンドを配置したほか、自習室利用者以外にもお使いいただけるウォーターサーバーもございます。

利用時間は、午前７時から午後１０時までと、１日最大１５時間、利用は無料です。学生の皆さんはもちろんのこと、お勤めされている方のご利用も可能です。

利用状況を見て運用の改善も考えていくつもりですので、ご意見を賜りましたら幸いです。

今後も、駅周辺を活気づける方策を検討し、駅が鉄道利用者のみならず、地域コミュニティの拠点として活用されることを願っております。

さて、本日提案しました案件は、専決処分事項の報告７件、人事案１件、事件案１件、条例案７件、補正予算案５件、報告事項４件の計２５件であります。

専決処分事項の報告７件については、損害賠償及び和解が１件、条例改正が２件、補正予算が４件となっております。

初めに、町営駐車場における車両損傷事故に係る損害賠償については、２月４日に発生しました車両損傷事故について、４月２７日に示談が成立し、同日付で専決処分した旨、報告申し上げます。

次に、御代田町町税条例の一部改正と、御代田町国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法等の一部改正が３月３１日付で公布されたため、同日付で専決処分しましたので、報告いたします。

続いて、補正予算は一般会計、特別会計ともに本年３月３１日に専決処分させていただきました。

令和７年度御代田町一般会計補正予算（第１０号）については、年度内の事業費

の確定によるもので、補助金、交付金及び町債等を補正いたしました。

また、全体的な歳入歳出のバランスを調整するため、基金への積立、繰入れ及び会計間の繰出し、繰入れを計上しました。

繰入金につきましては、補正前の予算で計上されていた財政調整基金繰入金 5,000 万円、高齢者生活応援券事業に充当の地域福祉基金繰入金 4,737 万円は、いずれも不要となったため、全額を減額いたしました。

補正額全体で 5,368 万円を減額し、歳入歳出総額を 100 億 278 万円としました。

次に、3 会計の特別会計の専決補正予算については、それぞれ事業費の確定によるもので、交付金及び一般会計からの繰入金等を補正いたしました。

人事案の 1 件については、御代田町農業委員会の委員の選任についてであります。本年 7 月 19 日をもって任期が満了となるため、農業委員会の委員の選任に関する規則第 9 条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

続きまして、事件案の 1 件については、倒木によるしなの鉄道列車運転阻害事故に係る損害賠償についてであります。

昨年 3 月 17 日に発生しましたしなの鉄道のケーブル等を損傷した事故について、仮示談となり、損害賠償の額について和解となりましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

条例案の 7 件について、主なものについて申し上げます。

御代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例案は、マイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付サービスの利便性の向上を図るため、コンビニ交付を利用した場合の手数料を引き下げるとともに、マイナンバーカードのさらなる普及を図るため、1 年間の特例期間を設け、減額幅を拡大するための改正をするものであります。

例えば、住民票の発行手数料は、役場窓口の場合、現在 300 円でありますけれども、コンビニ交付の場合、1 年間の特例期間中は 100 円へと大胆に引き下げ、コンビニ交付の利便性を皆さんに体験いただくきっかけとしたいと考えております。

御代田町公共ライドシェア運行に関する条例の制定案は、昨年 12 月 1 日から本年 6 月 30 日まで実証運行を行っております公共ライドシェアについて、住民に広く認知され、日常生活に欠かせない移動手段として定着してきたことから、事業を

継続し、7月1日から切れ目なく本格運行するために条例を制定するものです。

なお、本格運行に伴い、これまで実施してきました実証運行に関する条例については、7月1日をもって廃止いたします。

御代田町いじめ問題第三者委員会設置条例の制定案は、いじめによる重大事態が発生した疑いがある場合に、公平かつ中立の立場から、事実関係の調査審議及び再発防止策の検討を行うため、第三者委員会を設置する必要があることから、地方自治法及びいじめ防止対策推進法に基づき、条例を制定するものであります。

次に、補正予算案の5件について申し上げます。

まず、令和8年度一般会計補正予算案（第1号）は、1億508万円を増額し、歳入歳出総額を99億6,861万円とするものです。

主な補正内容は、歳入において、固定資産税では、鉄道関連の償却資産で、課税標準額の3分の2が減免される特例期間が終了したこと等による7,268万円の増額を計上しております。

国庫補助金では、都市構造再編集中支援事業補助金の内示による5,130万円の減額で、これに対応する財源として、公共事業等債を確保するものとしております。

また、南北小学校体育館及び中学校武道場のエアコン設置工事において、文部科学省から財源が有利な学校施設環境改善交付金の内示がございました。

南北小学校体育館では、断熱工事に係る部分、また中学校武道場では冷房工事全体について活用が見込めることから、交付金として中学校3,187万円、南北小学校3,095万円を増額補正し、その分、町債、町の借金ですね、を減額いたしました。

県の補助金では、給食費負担軽減交付金を新規計上しております。国の学校給食費の抜本的な負担軽減で、当町では公立小学校が対象となっております。

国の基準である児童1人当たり月額5,200円を上限とした負担軽減措置となります。

本年4月からスタートしており、今回内示があった4,621万円を増額計上しております。

これに応じ、学校給食運営基金繰入金と同額減額いたしました。

歳出について、総務費では、ふるさと納税収入のうち、活用先が御代田町のまち

づくり全て、別名を町長の判断する事業となりますけれども、これであるものについて、財政調整基金に1億円積み立てることとし、その分、ふるさと創生基金積立金を減らし調整しております。

民生費では、子育て支援センターを、旧人権啓発センターに設置するための費用として、備品購入費979万円、施設改修工事費883万円等を増額計上しております。

衛生費では、消耗品としてごみ袋製作費686万円を計上いたしました。これ、先ほど申し上げたとおりで、中東情勢の悪化による原材料費の高騰に対応するものであります。

商工費では、浅間国際フォトフェスティバルにつきまして、今年度も文化庁の補助金採択をいただいたため、2,299万円の事業費を計上いたしました。

次に、特別会計の補正予算について、国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第1号）は、医療給付費等国庫負担金分の返還金について、予備費により予算内で調整しております。

介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第1号）は、地域支援事業に係る人件費の減額によるものです。

また、公営企業会計について、御代田小沼水道事業会計補正予算案（第1号）は、加入金等還付金などの増額を計上しております。

御代田町下水道事業会計補正予算案（第1号）は、管渠費工事費の増額を計上しております。

報告事項の4件につきましては、令和7年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書、令和8年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び第1回補正予算、令和7年度御代田町繰越明許費繰越計算書、放棄した債権の報告であります。

以上、概要を申し上げましたが、詳細についてはそれぞれ担当課長が説明いたしますのでご審議いただき、原案どおりの採決をいただきますようお願い申し上げます。令和8年第2回御代田町議会定例会招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） これより議案を上程します。

―――日程第5 報告第5号 専決処分事項の報告について

(町有地における車両損傷事故に係る損害賠償について)―――

○議長(内堀喜代志君) 日程第5 報告第5号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林企画財政課長。

(企画財政課長 小林 靖君 登壇)

○企画財政課長(小林 靖君) それでは、議案書4ページをご覧ください。

報告第5号 専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月1日 提出

御代田町長 小園拓志

次の5ページをお願いいたします。

専第4号 専決処分書

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分指定事項について第1項の規定により、町営駐車場における車両損傷事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて次のとおり専決処分する。

令和8年4月27日 専決

御代田町長 小園拓志

1、事故発生日時は、令和8年2月4日午前8時40分頃です。

2、事故発生場所は、北佐久郡御代田町大字御代田2453番地23です。

町所有の土地で、八十二長野銀行に駐車場用地として8台分のスペースをお貸ししておりますが、その一部になります。

3、事故の概要は、上記日時場所において、被害者が車を駐車する際に車止めを固定する金属杭が約5cm上部に飛び出ており、車両右側後方のバンパーに杭が引っかかり、バンパーが損傷しました。

原因は、車止めを固定する金属杭が何らかの原因で飛び出ていたことによります。こちらのほうの修繕は現在完了しており、通常の駐車が可能となっております。

4、損害賠償額は、修理費として1万6,250円で、そのうち町が9割の1万

4,625円を全国町村会総合賠償補償保険により対応させていただきました。残りの1割1,625円は、事故の被害者が負担しております。

このたびは大変申し訳ございませんでした。

報告は以上です。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第6 議案第35号 専決処分事項の報告について

（御代田町町税条例の一部を改正する条例）―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第6 議案第35号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀税務課長。

（税務課長 内堀昌明君 登壇）

○税務課長（内堀昌明君） それでは、議案書6ページをお願いいたします。

議案第35号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月1日 提出

御代田町長 小園拓志

7ページをお願いいたします。

専第5号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので専決処分する。

令和8年3月31日 専決

御代田町長 小園拓志

記としまして、御代田町町税条例の一部を改正する条例になります。

改正概要についてご説明いたします。

地方自治法等の一部を改正する法律の改正が令和8年3月31日に公布され、4月1日から施行となります。この改正に伴い、関連する町税条例の一部を改正するものです。

主な改正点としまして、個人住民税の給与所得控除額、サラリーマンの必要経費部分ということになりますが、この最低額が６５万円から６９万円に引き上げられ、令和９年度及び令和１０年度につきましては、さらに５万円引き上げ７４万円となります。

この４万円の引き上げによりまして、扶養親族等に係る所得要件、こちらも５８万円から６２万円へ引き上げとなります。

また、令和１０年度以降、ひとり親控除額が３０万円から３３万円へ引き上げられます。

軽自動車税については、昭和４３年から始まった軽自動車税取得税というものですけれども、令和元年１０月に軽自動車税（環境性能割）と改正されまして、このたびこの軽自動車税（環境性能割）が廃止となりました。

これに伴い、軽自動車税（種別割）から種別割という言葉を取りまして、軽自動車税という呼称の改正、元に戻ったということになりますけれども、その改正を行います。

これは、米国関税措置の自動車産業への影響の緩和や、国内自動車市場の活性化、また自動車ユーザーの取得時における負担の軽減、簡素化のため環境性能割を令和８年３月３１日をもって廃止となったこととなります。

そのほか、用語の整理及び他法令等の改正を伴う引用条文の改正など、所要の改正を行っています。

施行日については、令和８年４月１日ほかとなります。

続いて、議案書８ページから１８ページまでが改め文を記載しております。

続いて、１９ページから５０ページまでが新旧対照表となります。

説明は以上になります。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第７ 議案第３６号 専決処分事項の報告について

（御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第７ 議案第３６号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀保健福祉課長。

(保健福祉課長 内堀浩行君 登壇)

○保健福祉課長（内堀浩行君） 議案書の 51 ページをお願いいたします。

議案第 36 号 専決処分事項の報告について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 1 日 提出

御代田町長 小園拓志

52 ページをお願いいたします。

専第 6 号 専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日 専決

御代田町長 小園拓志

記としまして、御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

改正内容でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が 3 月 31 日に公布され、4 月 1 日から施行されたことに伴い、町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したものでございます。

主な改正点は、医療給付費分課税額の賦課限度額の変更と、子ども・子育て支援納付金の課税額の賦課限度額の新設でございます。

課税額について規定している第 2 条第 2 項ただし書中、医療給付費分の限度額を 66 万円から 67 万円に改め、同条第 5 項において、子ども・子育て支援納付金の限度額を 3 万円と規定しております。

また、保険税の減税について規定している第 23 条第 1 項中、減額後の課税額について同様にそれぞれの限度額を改めるとともに、第 2 号中、5 割軽減の軽減判定所得の基準額を 30 万 5,000 円から 31 万円に改め、第 3 号中、2 割軽減の軽減判定所得の基準額を 56 万円から 57 万円に改めています。

附則でございますが、第 1 条で施行期日を令和 8 年 4 月 1 日からとし、第 2 条で経過措置を設けております。

説明は以上となります。ご承認をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――日程第8 議案第37号 専決処分事項の報告について

（令和7年度御代田町一般会計補正予算（第10号））――

○議長（内堀喜代志君） 日程第8 議案第37号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） それでは、議案書70ページをお願いいたします。

議案第37号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月1日 提出

御代田町長 小園拓志

次の71ページをお願いいたします。

専第7号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので専決処分する。

令和8年3月31日 専決

御代田町長 小園拓志

記としまして、令和7年度御代田町一般会計補正予算（第10号）でございます。

予算書のほうになりますが、73ページをお願いいたします。

令和7年度御代田町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,368万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億278万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後

の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

次のページの第 1 表につきましては、議案書とは別になります。

資料番号 1 をご覧いただきたいと思います。こちらのほうで説明をさせていただきます。

まず、歳入からになります。

款 2 地方譲与税から款 1 0 地方特例交付金までの補正額は 6, 3 6 4 万 6, 0 0 0 円の増額を計上しております。それぞれ交付決定による額の確定によるもので、補正額に増減はありますが、このうち款 5 株式等譲渡所得割交付金が 2, 0 3 3 万 8, 0 0 0 円の増額、款 7 地方消費税交付金が 3, 1 7 7 万 6, 0 0 0 円の増額で主なものとなっております。

続いて、款 1 1、項 1 地方交付税は、補正額 4, 7 7 7 万 2, 0 0 0 円の増額です。特別交付税について、交付決定により増額となっております。

続いて、款 1 5 国庫支出金、項 1 国庫負担金は、補正額 4 5 7 万 7, 0 0 0 円の減額をお願いいたします。障害者自立支援給付費負担金等の額の確定によるものでございます。

項 2 国庫補助金は、補正額 5 9 4 万 8, 0 0 0 円の減額です。交通空白解消緊急対策事業補助金、こちらは公共ライドシェアの実証運行の国庫補助事業になりますが、この事業等の完了に伴う補助金の額の確定による減額となっております。

続いて、2 ページをお願いいたします。

款 1 8、項 1 寄附金は補正額 1, 4 2 0 万 5, 0 0 0 円の増額です。ふるさと納税寄附金について 3 月 3 1 日までの収入額が確定しましたので、増額をするものでございます。

続いて、款 1 9 繰入金、項 1 基金繰入金は、補正額 1 億 3, 6 0 0 万 7, 0 0 0 円の減額です。財政調整基金繰入金 5, 0 0 0 万円の減額は、歳入の状況から予備費とのバランスを鑑みて、それから地域福祉基金繰入金 4, 7 3 7 万 6, 0 0 0 円の減

額は、高齢者生活応援券事業の財源として見込みましたが、財源不足が生じなかったため減額をするものでございます。

また、ふるさと創生基金繰入金は、充当した事業費が確定したため、３，８５４万円を減額するものでございます。

続いて、項２他会計繰入金は、補正額２２２万円の増額です。住宅新築資金等貸付事業において、１名の方から貸付金償還金の一括返済があったため、住宅新築資金等貸付事業特別会計から繰り入れるものでございます。

続いて、款２２、項１町債は、補正額２，３７０万円の減額をお願いいたします。緊急防災・減災事業債９８０万円の減額、緊急自然災害防止対策事業債８８０万円の減額、公共事業等債５１０万円の減額で、事業完了に伴う起債借入額が確定したため減額するものでございます。

歳入の合計補正額が５，３６８万８，０００円の減額となっております。

続いて、３ページの歳出をお願いいたします。

款２総務費、項１総務管理費は、補正額２３７万８，０００円の減額で、ふるさと創生基金積立金はふるさと納税寄附金の寄附額及び経費の額が確定しましたので、積立金として３，１６９万４，０００円を増額するものです。

また、ふるさと納税特典事業委託料２，７７９万６，０００円の減額及び手数料８９９万円の減額は、いずれも事業費の確定による減額です。

少し飛びまして、款１０教育費、項１教育総務費は、９，３５７万６，０００円の増額で、こちらは町立小学校建設基金積立金１億２万円の増額、備品購入費はＧＩＧＡスクール整備事業に係る中学校学習用端末の購入費で、入札差金４７８万７，０００円の減額及びパソコンセットアップ手数料１６５万７，０００円を減額するものでございます。

続きまして、款１４予備費は、歳入歳出調整をして１，９４１万１，０００円の減額を計上しております。

このほかの科目の減額につきましては、それぞれ負担金の確定や工事、委託などの完了により事業費が確定しましたので、それぞれ減額をしております。

歳出の合計補正額５，３６８万８，０００円の減額となっております。

議案書に戻っていただきまして、７８ページをお願いいたします。

第２表 繰越明許費補正です。

まず、追加です。

款 6 農林水産業費、項 3 農地費は、面替区の橋場用水水路改修工事について、資材の調達に日数を要するため工期を延長し実施することとなり、929万9,000円を繰越しするものでございます。

続いて変更です。

款 7、項 1 商工費、物価高騰対応みよたくらし応援券事業は、1 円単位の端数処理の誤りがあり 1,000 円増額し、繰越額を 1 億 7,388 万 5,000 円とするものでございます。

その下の款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、交通安全対策補助事業費道路改良事業は、令和 7 年度に完了させるべき工事と、令和 8 年度に繰り越して実施する事業費の調整を行い、107 万円を減額し、繰越額を 1,956 万円とするものでございます。

続きまして、79 ページをお願いいたします。

第 3 表 地方債補正です。

こちら変更します。

公共事業等債は、小塚林道橋梁補修工事、交通安全対策事業、こちらは谷地沢大塚線、また道路メンテナンス事業として源平橋補修工事、さらに都市構造再編集集中支援事業東原西軽井沢線等、こちら 510 万円を減額し、補正後の額を 2 億 3,840 万円としております。

次の、緊急自然災害防止対策事業債は、広戸用水、菖蒲沢用水、寺沢用水の改修工事で、880 万円を減額し、補正後の額を 4,680 万円としております。

また、緊急防災・減災事業債は、中学校体育館冷房設備設置工事で 980 万円を減額し、補正後の額を 2 億 4,930 万円といたします。

いずれも入札差金、事業完了に伴い減額をするものです。

起債の方法、利率、償還の方法については変更はありません。

説明は以上です。ご承認をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――― 日程第 9 議案第 38 号 専決処分事項の報告について

（令和 7 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 5 号））―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第 9 議案第 38 号 専決処分事項の報告についてを議題

とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀保健福祉課長。

(保健福祉課長 内堀浩行君 登壇)

○保健福祉課長（内堀浩行君） 議案書の 95 ページをお願いします。

議案第 38 号 専決処分事項の報告について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 1 日 提出

御代田町長 小園拓志

96 ページをお願いいたします。

専第 8 号 専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日 専決

御代田町長 小園拓志

記としまして、令和 7 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 5 号）でございます。

議案書の 98 ページをお願いいたします。

令和 7 年度御代田町の国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第 5 号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1 億 2,293 万 3,000 円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ 15 億 5,370 万 8,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

次の 99 ページをお願いします。

第 1 表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入です。

款 4 県支出金、項 1 県補助金 1 億 2,131 万円の減額補正は、給付費の減額補正に伴う普通交付金等の減額となっております。

款 5 財産収入、項 1 財産運用収入 84 万 9,000 円の増額補正は、支払準備基金の利息の増額となっています。

款 6 繰入金、項 1 他会計繰入金 247 万 2,000 円の減額は、助産費繰入金の額の確定に伴う減額でございます。

歳入合計 1 億 2,293 万 3,000 円の減額補正です。

100 ページをお願いします。

歳出です。

款 1 総務費、項 1 総務管理費及び項 2 徴税費につきましては、財源変更となっております。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費 9,600 万円の減額、項 2 高額療養費 2,000 万円の減額、項 3 出産育児一時金 370 万円の減額、それぞれ給付費の確定に伴う減額となっております。

款 3 国民健康保険事業費納付金、項 1 医療給付費から項 3 の介護納付金までは財源変更となっております。

款 4 保健事業費、項 1 特定健康診査等事業費は、財源変更となっており、項 2 保健事業費 150 万円の減額は、人間ドック補助金の確定に伴う減額でございます。

款 6、項 1 基金積立金は 86 万円の増額となっております。

款 7、項 1 予備費につきましては、259 万 3,000 円の減額でございます。

歳出合計 1 億 2,293 万 3,000 円の減額補正でございます。

説明は以上です。ご承認をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――― 日程第 10 議案第 39 号 専決処分事項の報告について

（令和 7 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号））―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第 10 議案第 39 号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀保健福祉課長。

(保健福祉課長 内堀浩行君 登壇)

○保健福祉課長(内堀浩行君) 議案書の108ページをお願いいたします。

議案第39号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月1日 提出

御代田町長 小園拓志

109ページをお願いいたします。

専第9号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので専決処分する。

令和8年3月31日 専決

御代田町長 小園拓志

記としまして、令和7年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)でございます。

111ページをお願いいたします。

令和7年度御代田町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ721万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,951万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

112ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入です。

款1、項1 後期高齢者医療保険料721万9,000円の増額は、保険料額の確定に伴う増額でございます。

歳入合計721万9,000円の増額補正です。

113ページをお願いいたします。

歳出です。

款 2、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金 7 2 1 万 9, 0 0 0 円の増額は、保険料額確定に伴う負担金の増額となっております。

歳出合計 7 2 1 万 9, 0 0 0 円の増額補正です。

説明は以上となります。ご承認をお願いします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第 1 1 議案第 4 0 号 専決処分事項の報告について

（令和 7 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号））―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第 1 1 議案第 4 0 号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書の 1 1 8 ページをお願いいたします。

議案第 4 0 号 専決処分事項の報告について

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 1 日 提出

御代田町長 小園拓志

1 1 9 ページをお願いいたします。

専第 1 0 号 専決処分書

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので専決処分する。

令和 8 年 3 月 3 1 日 専決

御代田町長 小園拓志

記といたしまして、令和 7 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）です。

1 2 1 ページをお願いいたします。

令和 7 年度御代田町の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）は、

次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ222万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ329万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

122ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入です。

款3諸収入、項1貸付金元利収入、補正額222万円の増額は、1名の方より宅地取得費の一括返済がございました。

したがって、歳入合計は補正額222万円を増額し、総額329万9,000円となります。

123ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1土木費、項1住宅費、補正額222万円の増額は、貸付金収入補正額を一般会計へ繰り出しをするものでございます。

したがって、歳出合計は補正額222万円を増額し、総額329万9,000円となります。

以上のとおりご承認をお願いいたします。

○議長(内堀喜代志君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第12 議案第41号 御代田町農業委員会の委員の選任について―――

○議長(内堀喜代志君) 日程第12 議案第41号 御代田町農業委員会の委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀産業経済課長。

(産業経済課長 内堀淳志君 登壇)

○産業経済課長(内堀淳志君) それでは、議案書128ページをお願いいたします。

議案第41号 御代田町農業委員会の委員の選任について

下記の者を御代田町農業委員会の委員に選任したいから、御代田町農業委員会の委員の選任に関する規則第9条の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月1日 提出

御代田町長 小園拓志

本案は、7月19日に現委員の任期が満了することに伴い、新たに委員を任命するため、議会の同意を求めるものでございます。

また、ご提案いたします御代田町農業委員会委員の候補者は、農業委員会等に関する法律第8条第5項により、委員の任命に当たっては、認定農業者である個人及び認定農業者である法人の役員または使用人が委員の過半数を占めるようにしなければならない。また、同条第6項では、委員の任命に当たって農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないと規定されています。

これに伴い、同法施行令、同法施行規則のほか御代田町農業委員会の委員及び農地利用適正化推進委員の定数を定める条例、御代田町農業委員会の委員の選任に関する規則に従い、広報等で農業委員候補者の募集を行い、地区、団体から推薦された方々であります。

下記のとおり、14名の農業委員の選任案を上程させていただきます。敬称は省略させていただきます。また、住所、生年月日につきましても、記載のとおりとし省略させていただきます。

荻原和美、区長推薦で認定農業者でございます。

荻原茂美、区長推薦で認定農業者でございます。

大井壽尚、区長推薦で認定農業者でございます。

中沢洋一、区長推薦でございます。

赤田克二、農業経営を行っておらず、農業委員会の所掌する事項に関し、利害関係を有しない者でございます。

古越 優、区長推薦で認定農業者でございます。

山本裕之、区長推薦で認定農業者である法人の業務を執行する役員でございます。

内堀重男、区長推薦でございます。

内堀勝司、区長推薦で認定農業者でございます。

重田重嘉、区長推薦で認定農業者でございます。

堀 篁 至、区長推薦で認定農業者でございます。

酒出佐登美、区長推薦でございます。

萩原正康、区長推薦で認定農業者でございます。

古越令子、区長推薦でございます。

以上、１４名の農業委員の選任について同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和８年７月２０日から令和１１年７月１９日までの３年間でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

この際、暫時休憩します。

再開はブザーにてお知らせします。

（午前１１時００分）

（休 憩）

（午前１１時１２分）

○議長（内堀喜代志君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

―――日程第１３ 議案第４２号 倒木によるしなの鉄道列車運転阻害事故に係る

損害賠償について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第１３ 議案第４２号 倒木によるしなの鉄道列車運転阻害事故に係る損害賠償についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） それでは、議案書１２９ページをご覧ください。

議案第４２号 倒木によるしなの鉄道列車運転阻害事故に係る損害賠償について

令和７年３月１７日に発生した事故に関し下記のとおり和解し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第９６条第１項第１２号及び第１３号の規定により、議会の議決を求める。

令和８年６月１日 提出

御代田町長 小園拓志

記としまして、１、和解の相手方ですが、長野県上田市常田１丁目３番３９号、しなの鉄道株式会社です。

２、事故の概要。

令和７年３月１７日午後１時３５分頃、町有地になりますが、長野県北佐久郡御代田町大字草越１１７３番地２９６の白樺が線路側に倒れ、相手方所有のケーブル及び関係部品を損傷しました。

相手方の応急対応及び１４本の運休が生じました。

また、応急復旧後、損傷部品の修繕工事を相手方が実施をしております。

３、示談の内容は、別紙仮示談書のとおりとしております。

４、損害賠償金額は、３６６万６,０５８円です。

次の１３０ページをご覧ください。

仮示談書の４番をご覧くださいと思います。

示談の条件としまして、（１）ですが、町は本件の損害賠償額３６６万６,０５８円の支払義務があることを認め、同額を支払うこととしております。

（２）としまして、しなの鉄道は、今後いかなる事情が生じて、前号の金額以外には、町に対し損害賠償その他名目の如何を問わず、一切の請求をしないとしております。

（３）は、この仮示談書は本議会の議決を得たときに本示談書となるとしております。

（４）ですが、損害賠償金につきましては、損害保険ジャパン株式会社から、しなの鉄道の指定する口座に振り込んで支払うものとしております。

説明は以上です。このたびは大変申し訳ございませんでした。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第１４ 議案第４３号 御代田町手数料徴収条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第１４ 議案第４３号 御代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀総務課長。

(総務課長 内堀岳夫君 登壇)

○総務課長(内堀岳夫君) 議案書の132ページをご覧ください。

議案第43号 御代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について
御代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和8年6月1日 提出

御代田町長 小園拓志

133ページの改め文をご覧ください。

本条例案は、マイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付サービスの利便性の向上を図るため、コンビニ交付を利用した場合の手数料を引き下げるとともに、マイナンバーカードのさらなる普及を図るため、1年間の特例期間を設け、減額幅を拡大するための改正をするものです。

改正概要は、コンビニ交付を利用した場合、交付手数料を役場の窓口交付と比較し、3分の2に減額します。

さらに、10月1日から1年間の特例期間中は、役場の窓口と比較し、3分の1に減額をするものです。

附則として、この条例は令和8年10月1日から施行します。

議案書の134ページから135ページまでが新旧対照表です。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長(内堀喜代志君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第15 議案第44号 御代田町公共ライドシェア実証運行に関する条例を

廃止する条例案について―――

○議長(内堀喜代志君) 日程第15 議案第44号 御代田町公共ライドシェア実証運行に関する条例を廃止する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林企画財政課長。

(企画財政課長 小林 靖君 登壇)

○企画財政課長(小林 靖君) 議案書136ページをご覧ください。

議案第44号 御代田町公共ライドシェア実証運行に関する条例を廃止する条例

案について

御代田町公共ライドシェア実証運行に関する条例を廃止する条例を、別紙のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 1 日 提出

御代田町長 小園拓志

次の 137 ページをご覧ください。

御代田町公共ライドシェア実証運行に関する条例を廃止する条例（案）

御代田町公共ライドシェア実証運行に関する条例は、廃止する。

附則として、この条例は令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

本条例案につきましては、令和 7 年 12 月 1 日に開始した御代田町公共ライドシェアは、本年 6 月 30 日までを実証運行期間としており、7 月 1 日から本格運行に移行するため、本条例を廃止するものでございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第 16 議案第 45 号 御代田町公共ライドシェア運行に関する条例の

制定案について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第 16 議案第 45 号 御代田町公共ライドシェア運行に関する条例の制定案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） 議案書 138 ページをご覧ください。

議案第 45 号 御代田町公共ライドシェア運行に関する条例の制定案について

御代田町公共ライドシェア運行に関する条例を制定する条例を、別紙のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 1 日 提出

御代田町長 小園拓志

次の条例文をご覧ください。

こちら現在運行しております御代田町公共ライドシェア実証運行は、先ほど説明

したとおり、本年6月30日まで実施しております。

これまでの実証運行については、利用件数、利用人数ともに順調に増加しており、特に期間後半は継続利用の定着が確認できました。

公共ライドシェアが町民に認知されてきたことや、サービスへの信頼向上が図られております。

また、目的地は、医療機関、駅、商業施設など、町内の主要拠点に集中しており、移動範囲も町内全域に面的な広がりをもって移動しております。

こうしたことから、日常生活に欠かせない移動手段として定着しつつあります。

以上の観点を踏まえ、本年7月1日から本格運行へ移行するため、この条例を制定するものでございます。

139ページの条例文ですが、第1条は公共ライドシェア運行の目的。

第2条は、公共ライドシェアの定義を規定しております。

第3条は、実施主体、こちら御代田町です。

第2項において、第1号から第5号まで交通事業者等に委託できる業務を規定しております。

第4条は、通行区域及び運休日について、御代田町公共ライドシェア運行に関する条例施行規則、第3条及び第4条で規定しております。

運行区域、また運休日につきましては、これまでの実証運行と変わりはありません。

続いて第5条は、利用対象者になります。

次の140ページをご覧ください。

第6条の運賃についてです。こちらも条例の施行規則で規定をしており、一般利用者1回につき1人400円ですね。小学生から高校生以下、障がい者及びその介助者が200円。ここまでは実証運行と変更はありません。

本格運行では、未就学児を無料としております。

第8条では、利用方法を規定しており、これまで同様、アプリまたはコールセンターから予約していただくこととなっております。

第9条につきましては、損害賠償に関する規定。

第10条は、委任規定となっております。

附則としまして、施行日を令和8年7月1日からとしております。

また、準備行為として本格運行に必要な周知等予約を含む行為については、条例施行前に行うことができるとしております。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――日程第１７ 議案第４６号 御代田町いじめ問題第三者委員会設置条例の

制定案について――

○議長（内堀喜代志君） 日程第１７ 議案第４６号 御代田町いじめ問題第三者委員会設置条例の制定案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

柳澤教育次長。

（教育次長 柳澤俊義君 登壇）

○教育次長（柳澤俊義君） それでは、議案書１４１ページをご覧ください。

議案第４６号 御代田町いじめ問題第三者委員会設置条例の制定案について

御代田町いじめ問題第三者委員会設置条例を制定する条例を、別紙のとおり提出する。

令和８年６月１日 提出

御代田町長 小園拓志

次の１４２、１４３ページの制定案をご覧ください。

本条例案は、町内小学校において、児童間によるいじめ重大事態の疑いのある事案が発生し、本年４月、被害児童の保護者から教育委員会に第三者委員会設置に関する申立書が提出されました。

この申立書の提出を受け、教育委員会として、申立書に記載のある事案をいじめ防止対策推進法第２８条第１項第１号による重大な被害が生じた疑いがあると認め、同法第２８条第１項及び地方自治法第１３８条の４第３項に基づき、第三者委員会を設けるための条例案となります。

第１条は設置の理由、第２条では所掌事務、第３条では委員に関すること、第４条以下に委員長、会議、調査、協力等、庶務、委任事項を記載しております。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――日程第１８ 議案第４７号 御代田町立学校体育施設使用料条例の

一部を改正する条例案について――

○議長（内堀喜代志君） 日程第１８ 議案第４７号 御代田町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

柳澤教育次長。

（教育次長 柳澤俊義君 登壇）

○教育次長（柳澤俊義君） 議案書１４４ページをご覧ください。

議案第４７号 御代田町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例案について

御代田町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和８年６月１日 提出

御代田町長 小園拓志

次の１４５ページの改め文をご覧ください。

本条例案は、昨年度御代田中学校体育館にエアコン設備を設置したことに伴い、社会体育事業として貸出しする際の使用料を改定するものです。

別表の一部を改正し、表中にある冷房使用料１台当たり１時間１００円を、冷暖房使用料１時間１,０００円に改正するものです。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

次の１４６ページは新旧対照表ですのでご確認ください。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――日程第１９ 議案第４８号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の

一部を改正する条例案について――

○議長（内堀喜代志君） 日程第１９ 議案第４８号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

中條消防課長。

(消防課長 中條斉滝君 登壇)

○消防課長（中條斉滝君） 議案書 147 ページをご覧ください。

議案第 48 号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について

御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 1 日 提出

御代田町長 小園拓志

148 ページ、改め文をご覧ください。

本条例は、御代田町消防団員等が公務災害等により死亡した場合における葬祭補償の額を定めており、具体的な内容については、国家公務員災害補償法に基づく人事院規則 16—0、職員の災害補償第 31 条第 1 項で規定される葬祭補償の額を参考に政令が定められ、それをもとに規定されております。

このたび、人事院規則の一部が改正され、葬祭補償の額が改正されました。

これを受けて、非常備消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されることに伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものでございます。

附則といたしまして、施行期日は公布の日から施行し、改正後の規定は令和 8 年 4 月 1 日から適用するものとしております。

149、150 ページは、新旧対照表となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――― 日程第 20 議案第 49 号 御代田町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例案について ―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第 20 議案第 49 号 御代田町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林町民課長。

(町民課長 小林達佳君 登壇)

○町民課長(小林達佳君) 議案書151ページをお願いいたします。

議案第49号 御代田町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和8年6月1日 提出

御代田町長 小園拓志

152ページの改正案をご覧ください。

本条例案は、組織について規定されている第15条第1項と第2項の整合性を図り、審議会の円滑な運用及び柔軟な委員構成とするため、条例の一部改正をするものです。

第15条第1項では、審議会は委員9人で組織すると規定されていますが、同条第2項では、委嘱する委員の人数を選出機関、組織ごとに2人以内等と定めているため、第1項と第2項の整合性を図ります。

改正内容は、第15条第1項中、審議会委員の数「9人」を「9人以内」に改めます。

附則、この条例は令和8年7月1日から施行する。

議案書153ページからは、新旧対照表です。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(内堀喜代志君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第21 議案第50号 令和8年度御代田町一般会計

補正予算案(第1号)について―――

○議長(内堀喜代志君) 日程第21 議案第50号 令和8年度御代田町一般会計補正予算案(第1号)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小林企画財政課長。

(企画財政課長 小林 靖君 登壇)

○企画財政課長(小林 靖君) それでは、議案書155ページをお願いいたします。

議案第50号 令和8年度御代田町一般会計補正予算案（第1号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和8年度御代田町一般会計補正予算（第1号）を、別冊のとおり提出する。

令和8年6月1日 提出

御代田町長 小園拓志

次に、予算書につきましては、157ページをご覧ください。

令和8年度御代田町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億508万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億6,861万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

次の第1表につきましては、資料番号3で説明をさせていただきます。

初めに、歳入の主なものを説明いたします。

款1町税、項2固定資産税は、鉄道関連の償却資産で、課税標準額が3分の2減免される特例期間が終了したこと等による7,268万7,000円の増額を計上しております。

続いて、款15国庫支出金、項2国庫補助金は、補正額2,138万6,000円の増額です。

都市構造再編集中支援事業は、補助金の内示により、5,130万円の減額となっております。

また、学校施設環境改善交付金は、中学校武道場の冷房設備の全体工事、また小学校体育館の冷房設備設置工事は断熱工事に係る部分について、それぞれ文部科学省からの財源で、有利な学校施設環境改善交付金、こちらの活用が見込めたことから、中学校で3,187万円、南北小学校で3,095万5,000円を増額補正し、

財源を変更しております。

続いて、款 16 県支出金、項 2 県補助金は、補正額 6,050 万 4,000 円の増額で、このうち給食費負担軽減交付金は、国の学校給食費の抜本的な負担軽減で、当町では公立小学校が対象となっております。

国の基準である児童 1 人当たり月額 5,200 円を上限とした負担軽減措置となり、令和 8 年 4 月からスタートしております。

今回内示がありましたので、4,621 万 7,000 円を増額計上しております。

また、その下の世代交代円滑化タイプ補助金は、親元就農を含む新規就農者が円滑に経営を継承、発展できるよう、必要な経費や農業用機械等の導入費用に対して、国が 2 分の 1、上限 600 万円、県が 4 分の 1、上限 300 万円を補助する事業でございます。

今回、町内の農業者が離農するに当たり、その経営を引き継ぎ、規模を拡大するために導入するトラクター等の農業用機械購入費用に対する補助金 900 万円を増額計上しております。

続いて、款 19 繰入金、項 1 基金繰入金は、9,405 万 7,000 円の減額です。

財政調整基金繰入金 5,000 万円の減額は、歳入の状況から予備費とのバランスを鑑みて、学校給食運営基金繰入金 4,621 万 7,000 円の減額は、先ほど説明した国からの補助金を財源とすることができましたので、繰入金を減額します。

また、森林経営管理基金繰入金 196 万円の増額は、やまゆり公園の松くい虫被害対策事業において、町単独で実施する 70 本分について、この基金を活用して実施するものでございます。

続いて、款 21 諸収入、項 4 雑入は 250 万円の増額です。

コミュニティ助成事業を活用した備品の購入事業で、草越区の事業が採択となったため、増額計上しております。

款 22、項 1 町債は、4,040 万円の増額です。

公共事業等債 8,160 万円の増額は、社会資本整備総合交付金事業、西鯉沢大谷地線、三ツ谷清万線、交通安全対策事業として谷地沢大塚線、道路メンテナンス事業として栄橋補修工事、軽井沢大橋補修設計、都市構造再編集中支援事業として東原西軽井沢線等では、道路事業のほか、今回新たに龍神公園の水飲み場整備事業を加えた増額となっております。

また、中学校債及び小学校債は国庫補助金相当分を減額しております。

歳入の補正額合計が１億５０８万２,０００円の増額となっております。

次の２ページをご覧ください。

歳出の主なものについて説明をいたします。

今回の補正で計上している一般職人事管理経費については、４月の人事異動による補正です。

また、会計年度任用職員報酬・手当については、会計年度任用職員制度の改正による補正計上となっております。

まず、款２総務費、項１総務管理費は、１,２３３万３,０００円の増額です。

ふるさと納税特典事業委託料１,４０５万４,０００円の増額及び町長お任せ分を財政調整基金に１億円積み立てるため増額したことにより、ふるさと創生基金積立金は１億１,４０５万３,０００円の減額となっております。

続いて、款３民生費、項１社会福祉費は、７１２万３,０００円の減額で、介護保険特別会計繰出金は、地域福祉支援事業に従事する人件費５１２万５,０００円の減額、障害者にやさしい住宅改良事業補助金は１２５万９,０００円の増額で、２件分の補助金を計上しております。

項２児童福祉費は、１,２８１万５,０００円の増額で、国庫補助負担金返還金９４８万円の増額は、令和７年度児童虐待防止対策事業等総合支援事業の完了による返還金でございます。

備品購入費、施設改修工事費は、子育て支援センターを旧人権啓発センターに設置するための費用を増額計上しております。

続いて、款４衛生費、項２清掃費は、６６８万円の増額で、消耗品費はごみ袋の製作費用になりますが、中東情勢の悪化によって原材料が高騰し、７月以降の製作費の値上がりに対応した増額を計上しております。

続いて、款６農林水産業費、項１農業費は、１,４２０万２,０００円の増額です。

農業振興事業補助金は、１,２５７万８,０００円の増額で、歳入で説明しました農地を引き受ける担い手、また新規就農者、経営を継承する農業者が、規模拡大や経営改善、円滑な経営移譲に必要な農業用機械等の購入費用に対する補助事業の計上でございます。

また、有害鳥獣対策事業補助は、２２３万４,０００円の増額で、電気柵等の設

置に係る補助金申請の件数の増によるものでございます。

続いて、款 7、項 1 商工費は、2,176 万 7,000 円の増額で、こちらは文化庁の文化芸術創造拠点形成事業補助金が採択になったことにより、浅間国際フォトフェスティバル実行委員会へ支出するものでございます。

続いて、款 8 土木費、項 2 道路橋梁費は、379 万 4,000 円の増額です。

東原西軽井沢線電線共同溝設置工事に伴う電柱移転補償費として 350 万円の増額を計上しております。

また、項 5 の住宅費は、454 万円の増額です。

景観計画策定支援業務委託は、景観計画で定めた内容を町民や事業者の説明するためのガイドラインを作成するため、費用として 316 万 8,000 円の増額を計上しております。

また、町営住宅桜ヶ丘団地のガス漏れ警報器の有効期限に伴う交換工事費として、140 万 5,000 円の増額を計上しております。

3 ページをご覧ください。

款 10 教育費、項 4 社会教育費は、1,750 万 6,000 円の増額です。

図書館の窓枠改修工事は、建築資材の高騰に伴い、761 万 7,000 円の増額、その工事の設計施工監理業務委託料 60 万円の増額をそれぞれ計上しております。

項 5 保健体育費は、307 万 4,000 円の増額です。

新社会体育施設測量設計委託料は、B & G 海洋センター及びヘルスパイオニアセンターのアスベスト調査の委託料でございます。

款 14 予備費は、1,144 万 3,000 円を増額しまして、歳入歳出調整をして、歳出合計補正額 1 億 508 万 2,000 円の増額となっております。

それでは、また議案書のほうにお戻りいただきまして、議案書の 161 ページをお願いいたします。

第 2 表 債務負担行為補正です。

新たに債務負担行為を追加します。駅周辺整備検討業務委託として、期間を令和 8 年度から令和 9 年度まで、限度額は 1,650 万円としております。

令和 8 年度当初予算において、御代田駅周辺整備検討業務委託として、880 万円を計上しており、本年度は基本構想の策定を実施してまいりますが、令和 9 年度に予定している基本計画の策定に大きく影響してくるため、2 か年事業とすること

が最良と判断し、新たに債務負担行為を計上するものでございます。

続いて162ページをご覧ください。

第3表 地方債補正です。追加になります。

国土強靱化事業債は、歳入で説明しました南北小学校体育館及び中学校武道場の冷房設備設置工事について、国の補助事業の活用が見込めたことから、それぞれ補助裏分について国土強靱化事業債を財源とするため追加いたします。

限度額が6,260万円としております。

起債の方法は、証書借入れ、または証券発行。利率は年4.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率。

償還の方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。

ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還、もしくは低利に借り換えすることができるとしております。

続いて、変更です。

いずれも、本補正において事業費の補正をお願いしているものでございます。

子ども・子育て支援事業は、子育て支援施設整備工事費及び備品購入費の増額により、1,190万円を増額し、補正後の額を1億310万円としております。

緊急自然災害防止対策事業債は、広戸区、豊昇区、面替区の水路改修工事費の増額により、160万円増額し、補正後の額を1億1,230万円としております。

公共事業等債は、社会資本整備総合交付金事業の国庫補助金の内示に伴い、8,160万円を増額し、補正後の額を3億8,910万円としております。

緊急防災・減災事業債は、図書館窓枠工事費の増額及び南北小学校体育館及び中学校武道場の冷房設備設置工事について、国庫補助金の活用と国土強靱化事業債の活用により、緊急防災・減災事業債を減額するものでございます。

1億1,730万円を減額し、補正後の額を2億3,820万円としております。

起債の方法、利率、償還の方法については変更はありません。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――日程第２２ 議案第５１号 令和８年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計補正予算案（第１号）について――

○議長（内堀喜代志君） 日程第２２ 議案第５１号 令和８年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第１号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） 議案書の１９３ページをお願いします。

議案第５１号 令和８年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第１号）について

地方自治法第２１８条第１項の規定により、令和８年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）を、別冊のとおり提出する。

令和８年６月１日 提出

御代田町長 小園拓志

１９５ページをお願いします。

令和８年度御代田町の国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に、変更はないものとする。

第２項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

１９６ページをお願いします。

第１表 歳入歳出予算補正。

歳入はございませんので、歳出をお願いします。

款１総務費、項１総務管理費１１万８,０００円の増額は、未就学児均等割軽減の年齢拡充に対応するためのシステム改修費などでございます。

款５諸支出金、項１償還金及び還付加算金１５５万４,０００円の増額は、令和７年度子ども・子育て支援金システム改修費の国庫補助超過交付分の返還金の補正です。

款７、項１予備費は、１６７万２,０００円で調整してございます。

説明は以上となります。ご審議をお願いします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

――日程第２３ 議案第５２号 令和８年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計補正予算案（第１号）について――

○議長（内堀喜代志君） 日程第２３ 議案第５２号 令和８年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第１号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） １９９ページをお願いします。

議案第５２号 令和８年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第１号）について

地方自治法第２１８条第１項の規定により、令和８年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）を、別冊のとおり提出する。

令和８年６月１日 提出

御代田町長 小園拓志

２０１ページをお願いします。

令和８年度御代田町の介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ４３２万４,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１２億９,６１７万７,０００円とする。

第２項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

２０２ページをお願いします。

第１表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款４国庫支出金、項２国庫補助金８０万１,０００円の増額は、制度改正に伴う

システム改修による補助金で、補助率 2 分の 1 でございます。

款 8 の繰入金、項 1 他会計繰入金 5 1 2 万 5, 0 0 0 円の減額は、システム改修に伴う補助残分の増額と地域包括支援係職員人事管理経費の減額に伴うものです。

歳入合計 4 3 2 万 4, 0 0 0 円の減額補正です。

2 0 3 ページをお願いします。

歳出です。

款 1、項 1 総務費 1 6 0 万 3, 0 0 0 円の増額は、制度改正に伴うシステム改修費の増額でございます。

款 3 地域支援事業費、項 1 包括的支援事業・任意事業費 5 9 2 万 7, 0 0 0 円の減額は、地域包括支援係職員人事管理経費の減額に伴うものです。

歳出合計 4 3 2 万 4, 0 0 0 円の減額補正です。

説明は以上となります。ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第 2 4 議案第 5 3 号 令和 8 年度御代田小沼水道事業会計

補正予算案（第 1 号）について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第 2 4 議案第 5 3 号 令和 8 年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書 2 0 8 ページをお願いいたします。

議案第 5 3 号 令和 8 年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第 1 号）について

地方公営企業法第 6 条及び地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 8 年度御代田小沼水道事業会計補正予算（第 1 号）を、別冊のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 1 日 提出

御代田町長 小園拓志

2 1 0 ページをお願いいたします。

令和 8 年度御代田小沼水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところ

による。

（収益的支出の補正）

第 1 条 令和 8 年度御代田小沼水道事業会計予算第 3 条中に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

収益的支出につきましては、第 5 1 款水道事業費用、第 1 項営業費用として、補正額 1 6 万 4, 0 0 0 円の減額は、会計年度任用職員の異動等に伴うものでございます。

第 2 項営業外費用として、補正額 1 5 1 万 5, 0 0 0 円の増額は、令和 7 年度借入分、企業債利息並びに集合住宅の建設中止に伴い、納付済みの加入金を還付するものでございます。

したがいまして、補正額の合計は 1 3 5 万 1, 0 0 0 円を増額し、総額 2 億 2, 2 7 8 万 2, 0 0 0 円となります。

（資本的支出の補正）

第 2 条 予算第 4 条中に定めた資本的支出の予算額を次のとおり補正する。

資本的支出につきましては、第 7 1 款資本的支出、第 2 項企業債償還として、補正額 7 7 万 6, 0 0 0 円の増額は、令和 7 年度借入分企業債元金償還金でございます。

したがいまして、補正額の合計は、7 7 万 6, 0 0 0 円を増額し、総額 1 億 2, 7 2 0 万 8, 0 0 0 円となります。

2 1 1 ページをお願いいたします。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正）

第 3 条 予算第 7 条中に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費の予算額を次のとおり補正する。

職員給与費として補正額 1 6 万 4, 0 0 0 円を減額し、総額 2, 5 3 3 万 5, 0 0 0 円となります。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第 2 5 議案第 5 4 号 令和 8 年度御代田町下水道事業会計

補正予算案（第 1 号）について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第２５ 議案第５４号 令和８年度御代田町下水道事業会計補正予算案（第１号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書の２１４ページをお願いいたします。

議案第５４号 令和８年度御代田町下水道事業会計補正予算案（第１号）について

地方公営企業法第６条及び地方自治法第２１８条第１項の規定により、令和８年度御代田町下水道事業会計補正予算（第１号）を、別冊のとおり提出する。

令和８年６月１日 提出

御代田町長 小園拓志

２１６ページをお願いいたします。

（総則）

第１条 令和８年度御代田町下水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第２条 令和８年度御代田町下水道事業会計予算第３条中に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第５１款下水道事業費用、第１項営業費用として、補正額１１２万７,０００円の増額は、人事異動に伴うものでございます。

第２項 営業外費用として補正額３万５,０００円の増額は、令和７年度に借りました公営企業会計適用債について一括償還するための利息分でございます。

したがいまして、補正額の合計は１１６万２,０００円を増額し、総額６億２,９３５万円となります。

（資本的収入及び支出の補正）

第３条 予算第４条中に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第６１款資本的収入、第１項企業債として補正額１,２１０万円の増額は、住宅新築に伴う下水道工事費に対するものでございます。

したがいまして、補正額の合計は１，２１０万円を増額し、総額４億６，１６５万
４，０００円となります。

第７１款資本的支出、第１項建設改良費として、補正額１，２１０万円の増額は、
住宅の新築に伴う下水道工事費です。

２１７ページをお願いいたします。

第３項企業債償還金として、補正額２５２万円の増額は、令和７年度に借り入れ
ました公営企業会計適用債を一括償還するための元金分でございます。

２１６ページにお戻りください。

したがいまして、補正額の合計は１，４６２万円を増額し、総額６億９，９４７万
９，０００円となります。

２１７ページをお願いいたします。

（企業債の補正）

第４条 予算第５条で定めた起債の限度額を、次のとおり補正する。

起債の目的は、下水道事業として、限度額補正前の額２億３００万円に補正額
１，２１０万円を増額し、補正後の額２億１，５１０万円となります。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正）

第５条 予算第８条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経
費の予定額を次のとおり補正する。

職員給与費として、補正額１１２万７，０００円を増額し、総額２，９８３万
８，０００円となります。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

―――日程第２６ 報告第６号 令和７年度御代田町土地開発公社事業報告、

財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第２６ 報告第６号 令和７年度御代田町土地開発公社事
業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告についてを議題とします。

報告事項の説明を求めます。

小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） それでは、議案書 2 2 4 ページをご覧ください。

報告第 6 号 令和 7 年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告について

令和 7 年度御代田町土地開発公社の事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を、令和 8 年 5 月 1 1 日御代田町土地開発公社理事会に提出し承認されたので、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項により、別紙のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 1 日 提出

御代田町長 小園拓志

次の 2 2 5 ページは、令和 8 年 5 月 1 1 日に理事会を開催し、議決をいただいたものでございます。

事業報告書のほう、2 2 7 ページをご覧ください。

令和 7 年度（第 5 4 期）事業報告書でございます。

まず、1 の概要でございますが、御代田町土地開発公社の目的を記載しております。

2 の理事会議決事項につきましては、理事会を 3 回開催し、7 件の議案について議決をいただいております。

3 の会計です。

（1）財産目録

1、流動資産のうち、（1）現金及び預金は 7 3 3 万 3, 6 8 3 円で、内訳は普通預金と定期預金となっております。

未収金につきましては、やまゆり工業団地の公社所有地と町所有地を交換した際の面積差分 4 万 2, 9 0 5 円について、令和 8 年度の入金となるため、未収金として計上しております。

（2）公有用地は 7, 2 2 3 万 6, 6 4 5 円で、内訳は旧鉄道用地と代替用地になります。

（3）土地造成事業用地は 1 億 3, 9 6 2 万 2, 6 8 5 円で、こちらはやまゆり工業団地になります。

資産合計が 2 億 1, 9 1 9 万 3, 0 1 3 円となります。

2 2 8 ページをご覧ください。

損益計算書です。

１、事業収益及び２、事業原価の４万２,９０５円については、先ほど説明した土地交換の差分です。

したがって、事業総損失はゼロ円となっております。

３、販売費及び一般管理費は８１万３,８１５円です。

内訳は、役員報酬が１０万２,０００円、境界復元委託料２４万１,５１５円等となっております。これが事業損失となります。

４、事業外収益は受取利息１万８,１８９円で、八十二長野銀行及び佐久浅間農業協同組合のそれぞれ普通預金の利息となっております。

５の事業外費用はありません。

したがって、事業損失マイナス８１万３,８１５円に事業外収益１万８,１８９円を加えたマイナス７９万５,６２６円が経常損失となります。

また、６、特別利益、７、特別損失はありませんので、経常損失がそのまま当期純損失、当期損失となります。

続きまして、２２９ページをご覧ください。

貸借対照表になります。

資産の部については、先ほど財産目録で説明したとおり、資産合計２億１,９１９万３,０１３円でございます。

負債の部をご覧ください。

１、流動負債はありませんでした。

２、固定負債が１億５,１７０万円です。これは、土地開発基金から長期借入れているもので、代替用地とやまゆり工業団地の借入金になります。

この金額が、そのまま負債合計となり、１億５,１７０万円です。

続いて、資本の部です。

１、資本金３５０万円は、設立当初の町からの出資金です。

２、準備金または欠損金の合計は、６,３９９万３,０１３円です。

こちらは、前期繰越準備金６,４７８万８,６３９円と、先ほど説明しました、当期純損失、マイナス７９万５,６２６円を通算したものです。

資本の合計は、資本金合計と準備金合計の合計となりまして、６,７４９万３,０１３円です。

したがって、負債合計と資本合計を通算した負債資本合計は、２億

1,919万3,013円となり、資産合計と一致することをご確認ください。

続きまして、230ページのキャッシュ・フロー計算書をご覧ください。

1、事業活動によるキャッシュ・フローについて説明をいたします。

土地造成事業支出、マイナス94万6,550円は、やまゆり工業団地境界復元費用です。

人件費支出、マイナス10万2,000円は、役員報酬となっております。

その他の業務支出、マイナス71万1,815円は、坪谷地境界復元及び土地鑑定委託料63万9,715円、振込手数料1,100円、法人町県民税7万1,000円となっております。

これらを通算し、事業活動によるキャッシュ・フローは、マイナス174万2,176円となります。

2の、投資活動によるキャッシュ・フロー及び3の財務活動によるキャッシュ・フローはありませんでした。

3つの活動のキャッシュ・フローの合計である、マイナス174万2,176円と、令和7年度期首残高を通算し、令和7年度の現金及び現金同等物の期末残高は729万778円となります。

以降、231ページからは、決算に関する説明書、234ページからは附属明細表、240ページは監査報告書となっておりますので、ご確認をお願いいたします。

説明は以上になります。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、報告事項の説明を終わります。

―――日程第27 報告第7号 令和8年度御代田町土地開発公社変更事業計画

及び第1回補正予算の報告について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第27 報告第7号 令和8年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び第1回補正予算の報告についてを議題とします。

報告事項の説明を求めます。

小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） それでは、議案書のほう、241ページをご覧ください。

報告第7号 令和8年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び第1回補正予算

の報告について

令和8年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び第1回補正予算を、令和8年5月11日御代田町土地開発公社理事会に提出し承認されたので、地方自治法第243条の3第2項により、別紙のとおり報告する。

令和8年6月1日 提出

御代田町長 小園拓志

次の242ページが、5月11日に理事会を開催し、議決をいただいたものでございます。

243ページをお願いいたします。

令和8年度御代田町土地開発公社変更事業計画です。

1、用地購入計画については、当初計画と変更ありません。

2の用地売却計画をご覧ください。

取消し線を引いてある(1)用地名、やまゆり工業団地。

(2)売却予定面積7,720.10m²。

(3)売却予定金額1億4,049万9,206円について、売却を予定していた事業者側の経営陣が刷新され、経営方針の変更により、やまゆり工業団地への誘致計画が白紙になったため、計画から削除するものでございます。

続いて、その下の、(1)用地名、坪谷地1を追加しました。

(2)売却予定面積2,068m²。

売却予定金額1,675万円について、こちらは令和7年度でも計画させていたしましたが、購入を希望している事業者において、隣接地の地権者との交渉が難航しており、令和7年度の入札まで至らなかったため、令和8年度においても計画し、入札による売却を計画しております。

244ページをお願いいたします。

こちらは、第1回補正予算でございます。

(総則)

第1条 令和8年度御代田町土地開発公社の第1回補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入です。

第1款事業収益です。既決予定額1億4,049万9,000円から補正予算額1億4,049万9,000円を減額し、合計ゼロ円となります。

先ほど説明しましたやまゆり工業団地への誘致計画が白紙になったためでございます。

収入における補正予算は以上になります。

収入合計で1,000円となっております。

次に支出です。

第1款事業原価です。既決予定額1億4,049万9,000円から補正予算額1億4,049万9,000円を減額し、合計ゼロ円となります。

こちら、先ほどのやまゆり工業団地への誘致計画が白紙になったためでございます。

第2款販売費及び一般管理費は、既決予定額32万2,000円から補正予算額9万円を減額し、合計23万2,000円となります。

247ページの実施計画書にあるとおり、分筆手数料等14万円の減額で、やまゆり工業団地の役務費を資本的支出への組替え、これは簿価に計上するためでございます。

それから、坪谷地1の土地再鑑定5万円の増額を加えて、9万円の減額となっております。

第4款特別損失は、補正額5,520万2,000円を増額計上し、合計5,520万2,000円となります。

坪谷地1の売却を事業計画に追加したため、当該地を7,195万2,000円の資産として保有しており、売却見込み1,675万円の差額5,520万2,000円の売却損となります。

支出における補正予算は以上になります。

既決予定額1億4,082万1,000円から補正予算額8,538万7,000円を減額し、支出合計で5,543万4,000円となっております。

収益的収入支出の差引額は、マイナス5,543万3,000円となります。

245ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出についてです。

まず、収入についてはございません。

支出について、第1款資本的支出は、既決予定額1億5,170万円から補正予算額1億5,069万3,000円を減額し、合計100万7,000円となります。

第3項土地造成事業費は、やまゆり工業団地の分筆手数料と14万円の収益的支出からの組替え及びやまゆり工業団地内の水路敷の購入に伴う土地取得費86万7,000円の増額によるものです。

第7項公社債償還金及び長期借入金償還金1億5,170万円の減額は、やまゆり工業団地の売却が白紙になったための減額でございます。

支出における補正予算額は以上になります。

既決予定額1億5,170万円から補正予算額1億5,069万3,000円を減額し、支出合計で100万7,000円となっております。

なお、資本的支出については資本的収入がないため、100万7,000円は、損益勘定留保資金100万7,000円で補填することとしております。

次に、246ページから248ページにつきましては、ただいま説明しました補正予算の収支実施計画の明細となっております。

249ページが資金計画、250ページから252ページは、それぞれ予定の損益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書となっております。

253ページからは附属明細表を添付しておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

説明は以上になります。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、報告事項の説明を終わります。

―――日程第28 報告第8号 令和7年度御代田町繰越明許費繰越計算書の

報告について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第28 報告第8号 令和7年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告事項の説明を求めます。

小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） それでは、議案書259ページをご覧ください。

報告第 8 号 令和 7 年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告について

令和 7 年度御代田町繰越明許費に係る繰越計算書を、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 1 日 提出

御代田町長 小園拓志

次の 260 ページをご覧ください。

繰越明許費につきましては、令和 7 年度に事業の完了が見込めないということで、令和 8 年度に繰り越したものでございます。

繰越しに当たりましては、繰越明許に係る歳出予算を翌年度に繰り越したときは、翌年度の 5 月 31 日までに繰越計算書を調整し、次の議会において、議会に報告しなければならないとされており、本議会において報告をするものでございます。

初めに、一般会計になります。

款 2 総務費、項 1 総務管理費のうち、にぎわい広場整備調査測量設計事業は、翌年度繰越額 2,600 万円で、広場の形状、設備について、町民の意見を取り入れるため、履行期間を延長しました。

また、しなの鉄道車両・設備等整備事業は、翌年度繰越額 1,160 万 6,000 円です。

令和 7 年度、国の補正予算債を活用することで、交付税措置率が有利になるため、令和 8 年度予算を前倒しして実施するものでございます。

続いて、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費は、蟻ヶ沢水源クリプト対策紫外線処理施設整備について、こちらも国の補正予算にあわせた令和 8 年度事業を前倒しして実施することで、当初予算配分と比較して有利に補助事業が執行できるため、御代田小沼水道事業会計への繰出金として、5,130 万円を繰り越すものでございます。

続いて、款 6 農林水産業費、項 3 農地費のうち雪窓湖遊歩道整備事業は、翌年度繰越額 3,000 万円で、設計において関係各所との調整に不測の日数を要したため、繰越事業としております。

款 7、項 1 商工費、物価高騰対応みよたくらし応援券事業 1 億 7,388 万 4,921 円は、こちらは町民 1 人当たり 1 万円の商品券の配布事業でございまして、利用期間 8 月 31 日までとしており、繰越しをするものです。

続いて、款 8 土木費、項 2 道路橋梁費のうち、社会資本整備総合交付金事業

4,884万4,000円は、三ツ谷清万線の道路改良工事。

道路メンテナンス事業橋梁修繕事業は、2,012万円ですが、こちらは新三ツ谷橋及び栄橋の補修工事。

交通安全対策補助事業費、道路改良事業1,956万円は、谷地沢大塚線道路改良工事で、いずれも用地買収や関係事業者との協議、補償などで時間を要し、年度内の完了が見込めないことから繰越しをするものでございます。

また、都市再生整備計画事業につきましては、東原西軽井沢線の電線共同溝の参加事業者等との調整に日数を要するため、2億5,385万円を繰越ししております。

続いて、項4都市計画費のうち、東原西軽井沢線配水管布設工事負担金事業2,767万6,000円。

無電柱化まちづくり促進事業1億464万2,000円は、本体工事の進捗にあわせた支出となるため繰越しをするものです。

続いて、款9、項1消防費は、災害用トイレトラック購入事業2,656万5,000円で、購入予定のトラックの製造が調整されたため、令和7年度内の納入ができないことから、繰越しをするものでございます。

続いて、款10教育費、項5保健体育費は、新社会体育施設基本計画策定事業、翌年度繰越額495万円となっております。

一般会計分は、合計19事業で、翌年度繰越額8億4,684万3,921円となります。

それぞれ事業ごとの財源内訳は、計算書のとおりです。

261ページをご覧ください。

御代田小沼水道事業会計です。

款71資本的支出、項1建設改良費は、先ほど説明しました蟻ヶ沢水源クリプト対策紫外線処理施設、また東原西軽井沢線の工事にあわせた配水管布設工事で、それぞれ繰越額を計上しております。

次に、御代田町下水道事業会計です。

款71資本的支出、項1建設改良費は、翌年度繰越額、管渠費で、2億1,500万円です。

こちら、東原西軽井沢線の工事にあわせた管渠工事費が4,500万円。

それから、新築の住宅にあわせた下水道工事１，０００万円。

それから、西軽井沢団地の管渠布設工事ですが、こちらも８年度事業の前倒しで実施するものでございまして、１億６，０００万円を繰り越すものでございます。

こちらの財源の内訳は、計算書のとおりです。

一般会計、企業会計の繰越事業について、進捗管理を実施し、適正な執行を図ってまいります。

説明は以上です。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、報告事項の説明を終わります。

―――日程第２９ 報告第９号 放棄した債権の報告について―――

○議長（内堀喜代志君） 日程第２９ 報告第９号 放棄した債権の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） 議案書の２６２ページをお願いします。

報告第９号 放棄した債権の報告について

御代田町私債権管理条例第１６条第１項の規定に基づき、町の債権について、下記調書のとおり放棄したので、同条第２項の規定により報告する。

記、債権放棄調書。

債権放棄年月日、令和８年５月１３日。

債権の名称、介護予防利用料。

債権放棄の事由、第５号該当。

放棄した債権、人数２人、件数２件、金額８，９６４円です。

令和８年６月１日 提出

御代田町長 小園拓志

詳細につきましては、去る５月１４日に開催されました議会全員協議会で説明したとおりです。

説明は以上です。

○議長（内堀喜代志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午後 0 時 2 5 分